

TAC公務員講座 チャレンジ模試 講評

I. 教養択一試験

- 1. 文章理解** 正答率の比較的高い問題を出題しており、現時点でも正答率 60%以上の問題は得点に結び付けたい。かような高い正答率の問題を間違えるようだと心もとなく、今回に関して言えば全問正解で当然という内容である。
- 2. 数的処理** 今回の模試は、やや癖の強い問題を中心に構成した。判断推理では、【No. 8】(対応関係)、【No. 11】(石取りゲーム)は、やや難易度が高いものの、いずれも解けない問題ではない。1 問でも不正解だった人は、これらの分野について基礎から見直すべきである。数的推理では、【No. 12】(円弧図形)、【No. 13】(速さ)、【No. 14】(確率)、【No. 15】(濃度)が、いずれも基本的な問題であるが、【No. 16】(規則性)だけは三角形の定義を知らなければ解けない問題であった。この定義は過去の本試験で複数回使用されているので、注意が必要である。空間把握では、【No. 18】(軌跡)の難易度が高いが、設定を把握すれば解けない問題ではない。【No. 19】、【No. 20】(資料解釈)は、いずれも基本的な問題である。以上を踏まえると、夏までに学習を始めた人なら 14 問中 9 問、秋以降に始めた人なら 14 問中 6 問は正解してもらいたい。
- 3. 社会科学** いずれも基本的な問題であり、全問正解して当然の内容である。【No. 25】は、正答率は低いが基本的な知識であり、計算問題だけが経済の問題でない。また、【No. 26】は社会学のいわゆる「お約束」の分野であり、正答率が低いのはいかに選択科目の学習をおろそかにしている受験生が多いかということが伺える。
- 4. 人文科学** いずれも基本的な問題であり、全問正解しても当然の内容である。【No. 27】は過去の出題で何度も問われている内容であり、国王と議会の関係を整理すればなんら難しいものではない。また、【No. 31】の民族・言語に関しても頻出分野であり、講義でも扱っている内容である。いずれにしても、正答率が低いから難問というレベルの内容ではない。
- 5. 自然科学** 問題のレベルとしては、昨年の正答率(解答解説冊子を参照)からもわかるように、いずれも基本～標準的な問題であった。【No. 37】コロイド、【No. 39】植物ホルモンは、いずれも出題頻度が高い問題である。今回、物理、化学分野は、計算問題を出題したが、計算を苦手にしていない人は、知識の正誤問題では確実に正答できるようにしておいてほしい。どの本試験でも自然科学を全問正答することは難しいことが多いが、できる問題は必ずあるわけだから、最後まで諦めずに学習を続けてもらいたい。

II. 専門択一試験

- 1. 法律系** まず、例年の模試で指摘していることだが、法律科目全体を通じて正答率が高い問題(65%～70 以上の問題)を落としていないかを再度確認してほしい。本試験では、正答率が高い基本的な問題を確実に取ることが合格への近道だからである。次に、科目別に検討する。**憲法**の人権に関する近時の本試験問題はほとんど基本判例をベースにしている。その意味で【No. 1】のエホバの証人輸血拒否事件(最判平 12・2・29)、【No. 2】については政教分離に関する基本判例(津地鎮祭事件等)を再度確認しておくこと。特に違憲判決である肢 5 の空知太神社事件(最大判平 22・1・20)は出題の可能性が非常に高い。統治の分野では問われた基本条文を中心に整理しておくこと。国会に関する【No. 4】については衆議院の優越事項を確認しておくこと。【No. 6】については裁判官の身分保障の条文を整理しておくこと。民法については、例年この時期は全般的に正答率が高くはないので、点数自体は気にする必要はない。意思表示に関する【No. 7】、時効の援用権者に関する【No. 8】、即時取得に関する【No. 9】は本試験の頻出テーマであるので、基本判例、基本事項(要件・効果)を中心に復習しておくこと。特に意思表示に関しては第三者の主観的要件(無過失の要否等)、即時取得に関しては成立要件(占有改定との関係等)を整理しておくこと。時効の援用権者については肯否につき判例の結論を押さえることがポイントである。留置権に関する【No. 10】、保証に関する【No. 11】についても基本事項を押さえること。**行政法**については、行政上の法律関係に関する【No. 12】については、民法の適用の有無を押さえること。行政行為の取消しと撤回に関する【No. 13】については両者の概念の異同に注意すること。行政指導に関する【No. 14】については行政指導の限界(品川マンション事件)、処分性についての医療法事件の判例(最判平 17・7・15)を再度確認すること。行政罰に関する【No. 15】については類似罰(執行罰)との比較を押さえることがポイントである。
- 2. 経済系** 本模試の出題テーマならびに難易度は各本試験で出題される標準レベルのものを揃えており、TAC 本科生で設定されている基本講義(ミクロ経済学・マクロ経済学)の復習が十分であれば、8～10 割程度の得点が期待できる。ただ、ミクロ経済学では、【No. 16】の損益分岐価格の計算は 3 次方程式を解かなくてはならないので、数学が苦手な受験生にとってはコクであったかもしれない。しかし、【No. 17】の 2 要素生産関数の問題や【No. 23】の平均費用逓減産業の限界費用価格規制の計算は過去の家計Ⅱ種等でも出題された計算問題であり、ある種パターン化されているものなので必ず得点したい。ここでミクロ経済学についてまとめると、本試験の計算問題はほぼ 8 割がたがパターン化されている問題であるので、ミクロ経済学が苦手な受験生も解法を整理して本試験に臨むと良いであろう。また、マクロ経済学については、総じて基本レベルの問題であり、どれも必ず得点しておきたい問題である。基本事項を整理して本試験に臨みたい。
- 3. 政治系** **政治学**で出題された【No. 31】～【No. 36】はいずれも基本的な内容を問うものであった。そのうち、【No. 31】の権力論、【No. 32】の社会契約論、【No. 33】の政治的無関心は、著名な論者と学説の組合せを問うものであり、極めて平易な問題であったといえる。【No. 34】のネオ・コーポラティズムと【No. 35】のロールズの正義論、【No. 36】の非決定の理論については、問われているテーマの定義や内容を承知しているかの問題であるが、正解肢以外には、容易に見つけられる間違いがあるので、これらの問題も平易であったといえるだろう。**行政学**で出題された【No. 37】～【No. 40】も政治学同様、基本的な内容を問うものであった。【No. 37】のシュタイン行政学については、「政治と行政の相互優位」というキーワードを知っているかどうかだけを問うもので、非常に平易な問題であった。【No. 38】のウェーバーの官僚制についても、ウェーバーが述べたこととウェーバー以外の論者が述べたことがしっかり区別できていれば困難なく解答できるものであった。【No. 39】の行政委員会／審議会についても、基本的な異同を知っているかどうかを問うものであり、また【No. 40】の PPBS も、歴代米大統領の誰が政策として導入したのかを知っているかを問う基本的な問題であった。

以上